

公害防止管理者制度のあらまし

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に定める工場においては、公害の発生防止を自主的に取り組むための人的組織の設置が義務づけられております。

本法に定める特定工場にあっては、公害防止統括者、公害防止管理者等の選任等並びにその届出が必要です。

特定工場とは

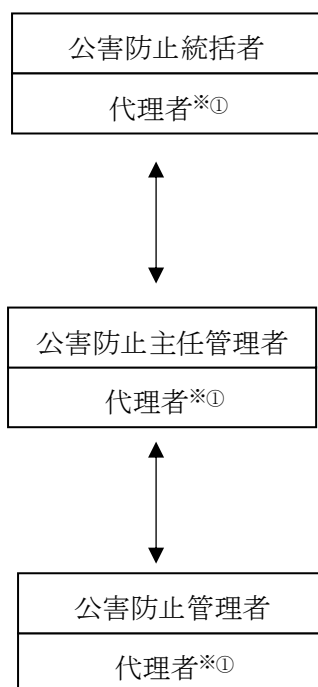
公害防止管理者等を選任しなければならない「特定工場」とは、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業のいずれかで、下表の施設を設置する工場です。

	発生施設種類	施設の規模・名称	公害防止管理者の種類	必要な資格者の種類
大 気 関 係	有害物質発生施設※①	排出ガス量※③ 4 万 m ³ /時以上	大気関係第 1 種	大気関係第 1 種有資格者
		排出ガス量 4 万 m ³ /時未満	大気関係第 2 種	大気関係第 1 または 2 種有資格者
	上記以外の ばい煙発生施設※②	排出ガス量 4 万 m ³ /時以上	大気関係第 3 種	大気関係第 1 または 3 種有資格者
		排出ガス量 4 万 m ³ /時未満～ 1 万 m ³ /時以上	大気関係第 4 種	大気関係第 1・2・3 または 4 種有資格者
	特定粉じん発生施設	すべての施設	特定粉じん関係	大気関係第 1・2・3・4 種有資格者または特定粉じん関係有資格者
	一般粉じん発生施設	すべての施設	一般粉じん関係	大気関係第 1・2・3・4 種有資格者、特定粉じん関係有資格者または一般粉じん関係有資格者
水 質 関 係	有害物質排出施設※④	排出水量※⑥ 1 万 m ³ /日以上	水質関係第 1 種	水質関係第 1 種有資格者
		排出水量 1 万 m ³ /日未満	水質関係第 2 種	水質関係第 1 または 2 種有資格者
	上記以外の 汚水等排出施設※⑤	排出水量 1 万 m ³ /日以上	水質関係第 3 種	水質関係第 1 または 3 種有資格者
		排出水量 1 万 m ³ /日未満～ 1 千 m ³ /日以上	水質関係第 4 種	水質関係第 1・2・3 または 4 種有資格者
※⑦ 騒 音 関 係	機械プレス	呼び加圧能力 980 キロニュートン以上	騒音関係	騒音関係有資格者
	鍛造機	落下部分の重量 1 トン以上のハンマー		
※⑦ 振 動 関 係	液圧プレス	呼び加圧能力 2,941 キロニュートン以上(矯正プレスを除く)	振動関係	振動関係有資格者
	機械プレス	呼び加圧能力 980 キロニュートン以上		
	鍛造機	落下部分の重量 1 トン以上のハンマー		

	発生施設種類	施設の規模・名称	公害防止管理者の種類	必要な資格者の種類
※ ⑧ ダイオキシン類関係	燃結鉍製造に使用する燃結炉 (銑鉄の製造に使用するものに限る)	原料の処理能力1トン/時以上	ダイオキシン類関係	ダイオキシン類関係有資格者
	製鋼に使用する電気炉 (鋳鋼、鍛鋼の製造に使用するものを除く)	変圧器の定格容量 1,000キロボルトアンペア以上		
	亜鉛回収※⑨に使用する焙焼炉・焼結炉・溶鉍炉・溶解炉・乾燥炉	原料の処理能力0.5トン/時以上		
	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず※⑩を使用のものに限る)に使用する焙焼炉・溶解炉・乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉:原料の処理能力0.5トン/時以上 溶解炉:容量1トン以上		
	硫酸塩パルプ、亜硫酸パルプの製造に使用する塩素または塩素化合物による漂白施設	すべての施設		
	カーバイト法アセチレンの製造に使用するアセチレン洗浄施設	すべての施設		
	硫酸カリウムの製造に使用する施設	廃ガス洗浄施設		
	アルミナ繊維の製造に使用する施設	廃ガス洗浄施設		
	塩化ビニルモノマーの製造に使用する施設	二塩化エチレン洗浄施設		
	カプロラクタムの製造に使用する施設(塩化ニトロシルを使用するものに限る)	硫酸濃縮施設 シクロヘキサン分離施設 廃ガス洗浄施設		
	クロロベンゼンまたはジクロロベンゼンの製造施設	水洗施設 廃ガス洗浄施設		
	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造に使用する施設	ろ過施設 乾燥施設 廃ガス洗浄施設		
	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキンの製造に使用する施設	ろ過施設 廃ガス洗浄施設		
	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ[3・2-b:3'・2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット)の製造に使用する施設	ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄、熱風乾燥施設		
	アルミニウムまたはその合金の製造に使用する焙焼炉・溶解炉または乾燥炉から発生するガス処理施設	廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設		
	亜鉛の回収(製鋼に使用する電気炉から発生するばいじんで、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る)に使用する施設	精製施設 廃ガス洗浄施設 湿式集じん施設		

- ※ ① 有害物質発生施設は大気汚染防止法施行令別表第1の9の項に掲げるばい煙発生施設（硫化カドミウム・炭酸カドミウム・ほたる石・珪弗化ナトリウムまたは酸化鉛を原料として使用するガラスまたはガラス製品の製造の用に供するものに限る）または14～26 項で掲げる施設です。
- ② ばい煙発生施設は、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設で、13 の項の廃棄物焼却炉を除く施設です。
- ③ 排出ガス量は個々のばい煙発生施設の最大排出ガス量（湿り）の合計です。
- ④ 有害物質発生施設は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第1に掲げる施設です。
- ⑤ 汚水等排出施設は、おおむね水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設（ただし、同表の第1第2～59 号、第61～63 号、第63 号の3、第64～66 号、第71 号の5、第71 号の6に掲げる施設）です。
- ⑥ 排出水量は特定工場から排出される平均的な排出水量です。
- ⑦ 騒音、振動規制法の指定地域内で本法の適用を受けます。
- ⑧ ダイオキシン類発生施設は、ダイオキシン類対策特別措置法で定める施設です。
- ⑨ 製鋼に使用する電気炉から発生するばいじん、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限ります。
- ⑩ 当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除きます。

公害防止組織の体系



特定工場における公害防止に必要な業務の統括管理を行う者（工場長等）で、常時使用する従業員が21 名以上の工場において選任します。

公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する者で、一定の要件を満たす場合を除き※②、ばい煙発生施設（排出ガス量合計4 万 m^3 /時以上）と、汚水等排出施設（排出水量1 万 m^3 /日以上）がともに設置されている工場において選任します。また、一定の資格を有する者でなければ選任できません。2 以上の工場の兼務は認められておりません。

工場の公害防止に関する技術的事項の管理をおこなう。ばい煙、粉じん、水質、騒音、振動、ダイオキシン類のそれぞれに異なる種類の公害防止管理者の選任が必要です。一定の資格を有する者でなければ選任できません。また、一定の要件を満たす場合を除き※③、2 以上の工場の兼務は認められておりません。

- ※ ① 代理者とは、公害防止統括者、公害防止主任管理者または公害防止管理者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合に備えて、その職務を代行する者で、あらかじめ選任しておく必要があります。
- ② ばい煙発生施設及び汚水等排出施設ごとに選任すべき公害防止管理者間の調整を行う必要がなく、ばい煙及び汚水等を確実に処理できるものとして、大気関係公害防止管理者と水質関係公害防止管理者を同一人が兼務している場合やばい煙の処理工程と汚水等の処理工程がそれぞれ互いに独立している場合は、公害防止主任管理者（代理者）を選任する必要はありません。
- ③ 2以上の工場の公害防止業務に係る指揮命令系統が明確化されており、かつ、実態上も公害防止業務を行い得る場合については、同一人の公害防止管理者（代理者）の兼任が認められる場合もあります。

公害防止統括者、管理者等の職務

(1) 公害防止統括者（代理者）

工場の公害防止業務に関する業務を統括・管理する役割を担います。

- ① ばい煙発生施設等の使用方法の監視
- ② ばい煙処理施設及び付属施設の維持管理及び使用に関すること
- ③ ばい煙排出量の測定、記録
- ④ 事故、その他緊急時の対応措置

※ 粉じん・水質・騒音・振動・ダイオキシン類関係施設を設置する工場も法令で職務が定められています。

(2) 公害防止管理者（代理者）

公害発生施設または、公害防止施設の技術的内容を公害防止管理する役割を担います。

(大気・水質・ダイオキシン類関係)

- ① 使用する燃料・原材料の検査
- ② 該当関係公害発生施設の点検
- ③ 該当関係公害防止施設の操作・点検・補修
- ④ ばい煙量、濃度及び排水、特定地下浸透水の汚染状態・ダイオキシン類量の測定・記録
- ⑤ 測定機器の点検・補修
- ⑥ 特定施設の事故時における応急の措置の実施
- ⑦ 緊急時におけるばい煙量、濃度・排水量及びダイオキシン類量の減少、その他必要な措置の実施

(粉じん関係)

- ① 使用する原材料の検査（一般・特定粉じん）
- ② 粉じん発生施設の点検（一般・特定粉じん）
- ③ 粉じん処理施設の操作・点検・補修（一般・特定粉じん）
- ④ 粉じんの濃度測定の実施と記録（特定粉じん）
- ⑤ 粉じんの測定機器の点検・補修（特定粉じん）

(騒音・振動関係)

- ① 騒音・振動発生施設の配置の改善
- ② 騒音・振動発生施設の点検
- ③ 騒音・振動発生施設の操作の改善
- ④ 騒音・振動を防止するための施設の操作・点検・補修

(3) 公害防止主任管理者（代理者）

公害防止統括者を補佐し、ばい煙処理関係、汚水処理関係の公害防止管理者を指揮監督する役割を担います。

公害防止統括者、管理者等となる資格及びその取得方法

公害防止統括者(代理者)になる資格は、不要です。

公害防止管理者等となる資格は、公害防止管理者についての13 区分と公害防止主任管理者の計14 区分に分かれており、(1)国家試験※に合格すること、あるいは、(2) 資格認定講習を修了することが必要です。

(1) 国家試験※は、各区分の必要な知識技能について、毎年一回実施され、経済産業大臣及び環境大臣から合格証書が交付されます。

受験資格は特になく、どなたでも受験できます。

(2) 技術資格または学歴及び実務経験のある方が、書類審査を経て一定の講習を受講し修了することにより、国家試験合格と同等の資格を有することができます。

(受講資格は事前に確認してください。)

※ 受験案内及び願書は、一般社団法人産業環境管理協会公害防止管理者試験センター、経済産業局、大阪府庁で配布するほか、大阪市環境局環境保全対策グループ・各環境保全監視グループでも入手できます。

公害防止統括者、管理者等の届出

(1) 公害防止統括者(代理者)

①選任

必要が生じた日から30 日以内に選任し、選任した日から30 日以内に届出る必要があります。

②死亡・解任

死亡、解任した日から30 日以内に届出る必要があります。

(2) 公害防止管理者(代理者)・公害防止主任管理者(代理者)

①選任

必要が生じた日から60 日以内に選任し、選任した日から30 日以内に届出る必要があります。

②死亡・解任

死亡、解任した日から30 日以内に届出る必要があります。

(3) 承継

相続または合併により、特定事業者(特定工場を設置している事業者)の地位を承継したものは、遅滞なく届出る必要があります。

(4) 届出

所定の用紙に必要な書類※を添付し、正本及びその写し各1 部を工場・事業場の所在地を所管する各環境保全監視グループに提出してください。

※ 各届出様式・記載例(記載内容の確認事項・添付書類)については、ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

(URL <https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060623.html#touk-jatu>)

お問い合わせ先関係各機関

〔国家試験・資格認定講習会〕

一般社団法人産業環境管理協会関西分室 (<https://www.jemai.or.jp/>)

大阪市西区立売堀1-2-12(本町平成ビル4 階) TEL 06-6536-2525

<お問い合わせ及び届出書の提出先>

届出については、行政区を所管する各環境保全監視グループに提出してください。

所管行政区	提出先（名称及び住所）	
北区、都島区、淀川区 東淀川区、旭区	環境局環境管理部環境規制課 北部環境保全監視グループ 〒530-8401 北区扇町 2-1-27 北区役所 2 階 Tel 06-6313-9550	
中央区、天王寺区 浪速区、東成区 生野区、城東区 鶴見区	環境局環境管理部環境規制課 東部環境保全監視グループ 〒541-8518 中央区久太郎町 1-2-27 中央区役所 3 階 Tel 06-6267-9922	
福島区、此花区 西区、港区 大正区、西淀川区	環境局環境管理部環境規制課 西部環境保全監視グループ 〒552-8510 港区市岡 1-15-25 港区役所 4 階 Tel 06-6576-9247	
阿倍野区 東住吉区 平野区	環境局環境管理部環境規制課 南東部環境保全監視グループ 〒545-8550 阿倍野区阿倍野筋 1-5-1 あべのルシアス 12 階 Tel 06-6630-3433	
住之江区 住吉区 西成区	環境局環境管理部環境規制課 南西部環境保全監視グループ 〒559-0002 住之江区浜口東 3-5-16 住之江区保健福祉センター分館 Tel 06-4301-7248	